

安全報告書



2025 年度
日田バス株式会社

目 次

ページ

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	2
2. 輸送の安全に関する目標および目標の達成状況	2
3. 事故に関する統計	3
4. 安全管理規程	3
5. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置	3
6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制	6
7. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況	6
8. 内部監査結果ならびにそれに基づき講じた措置	8
9. 安全統括管理者	8
別紙 1 【安全管理規程】	1 0
別紙 2 【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】	1 4
別紙 3 【組織体制および指揮命令系統図】	1 5
別紙 4 【事故災害時の緊急連絡体制】	1 6
別紙 5 【一般貸切旅客自動車運送事業の内容について】	1 7

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

西鉄グループ安全に関する基本方針

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標および目標の達成状況

2024 年度については、

- (1) 有責事故件数の削減

2024 年度の具体的目標件数 4 件/年間

- (2) 有責死亡事故 ゼロ
- (3) 有責人身事故 ゼロ
- (4) 飲酒運転による運行 ゼロ
- (5) 重大有責事故 ゼロ

※重大事故とは自動車事故報告規則第2条に定めるものをいう。

- (6) 横断歩道上の有責事故 ゼロ
- (7) 乗務中の携帯電話に関する不祥事 ゼロ

を目標として設定し、取り組みをすすめてまいりました。

目標の達成状況は以下のとおりとなりました。

- (1) 目標達成しました。(有責事故件数 3 件/年となりました)
- (2) 目標達成しました。(有責死亡事故はありませんでした)
- (3) 目標達成しました。(有責人身事故はありませんでした)
- (4) 目標達成しました。(飲酒運転に該当する運行はありませんでした)
- (5) 目標達成しました。(重大有責事故はありませんでした)
- (6) 目標達成しました。(横断歩道上の有責事故はありませんでした)
- (7) 目標達成しました。(乗務中の携帯電話に関する不祥事はありませんでした)

これらの結果を踏まえ、2025 年度は下記目標を設定し、引き続き目標達成に向け取り組んでまいります。

(1) 有責事故件数の削減 2024 年度同様 4 件/年で取り組みます。

(2) バス事業における総合安全プラン 2025 に基づき、下記項目を目標に定める。

- ①有責死亡事故 ゼロ
- ②有責人身事故 ゼロ
- ③有責乗客負傷事故 ゼロ
- ④飲酒運転による運行 ゼロ
- ⑤重大有責事故 ゼロ

※重大事故とは自動車事故報告規則第2条に定めるものをいう。

- ⑥横断歩道上の有責事故 ゼロ
- ⑦乗務中の携帯電話に関する不祥事 ゼロ

(⑥・⑦については、西鉄バスグループ独自目標)

3. 事故に関する統計

事故件数 (2024 年度)

	件数
車両人身事故	0 件
乗客負傷事故	0 件
合計	0 件

※上記は自動車事故報告規則第2条に基づく件数です。

4. 安全管理規程

別紙1【安全管理規程】参照

5. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

2024 年度は下記の重点施策を設定し、様々な取り組みを行って参りました。

(1) 安全体質の底上げ

- ◆確実な確認⇒正しい判断⇒基本通りの操作の遵守
- ◆遅延による先急ぎの心理を抑える、3 秒ルール（高速道は 4 秒）の徹底
 - ・交差点右左折時は横断歩道手前で一旦停車、指差での安全確認。
 - ・ドライブレコーダーを活用し「基本操作、発車時・後退時の安全確認、前車との車間距離の保持が出来ているか」を確認・指導しました。

（２）完全輸送運動の積極的展開

◆事業所毎にテーマを設定した、グループ討議の実施

- ・各事業所にて毎月、事故防止、接遇向上等に関するテーマを決定し、グループ討議に取り組みました。
- ・ドライブレコーダーの映像を活用した事故討議を実施しました。

◆ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用

- ・管理者、乗務員からのヒヤリハット情報、危険箇所情報を収集し、集約した情報を掲示板へ掲出することで、情報の共有化を図りました。

◆改善提案の推進

- ・従業員からの各種の意見・提案については、速やかに経営トップまたは安全統括管理者まで報告・連絡・相談し、速やかな検討に努めると共に可能なものについては実施しました。

（３）事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

◆事故分析結果を活かした指導・教育

- ・重大事故等ドライブレコーダーの映像を活用し、事故の原因分析、乗務員の指導教育を行いました。
- ・重大事故映像等の迅速な情報共有に努め、事故防止に関する意識を高めました。
- ・安全フォローアップ者（事故惹起者・接遇不良等）への継続的指導・教育。
- ・西鉄グループや他社における事故事例の情報収集を行い、乗務員へ情報提供を行いました。（各種会議体資料、西鉄からの通達・警報の活用など）
- ・西鉄バス研修センター等にて実施される各種研修および講習会（事故防止研修会等）への積極的な参加を行いました。

◆個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進

- ・乗務員を対象とした個人面談を行い、個々の特性に合わせ安全に対する指導・教育を実施しました。
- ・適性診断結果を活用した継続的な指導・教育を実施しました。

◆事故惹起者の再惹起を防止する事を目的とした、個人指導の実施

- ・外部講師による事故惹起者への指導・教育を実施しました。
- ・再発防止策が実施しているかを乗務指導、ドライブレコーダーにてチェックを行い、必要な場合はその都度、指導・教育を実施しました。

◆運行管理者の力量向上の推進

- ・各管理者が半期毎に行動計画を立て、結果を振り返り、併せて上長が確認・フィードバックしました。

(4) 乗務員の健康に起因する事故の防止

◆平時の疾病（リスク）の把握・管理

- ・ 毎月 1 回の管理者による「健康管理票」を活用した健康状態の確認・指導の面談を実施し、特にフォローアップ者については自己管理状況の確認を確実に行いました。
- ・ 2 次検診者の早期受診の促進及び受診経過の確認を行いました。

◆点呼時の健康状態チェック

- ・ 点呼時には、乗務員の顔色・表情・言動等の体調変化に特に注視し、健康に起因する事故防止に努めました。
- ・ 前日の睡眠状況を確認（特にフォローアップ者については、随時自己管理状況の確認を行うよう努めました。）
- ・ 国土交通省が定める「乗務前確認事項」の一般事項、特別事項を活用し、日々管理者・乗務員双方が健康状態の確認を行いました。
- ・ 個人面談にて体調に異変を感じた時は、決して無理をせず安全な場所に速やかに停車することを指導徹底しました。

◆50 才以上の高速バス乗務員に MRI・MRA 検査を実施

2025 年度の重点施策として下記項目を設定し、事故防止に努めてまいります。

(1) 安全体質の底上げ

◆法令の遵守

◆確実な確認⇒正しい判断⇒基本通りの操作の遵守

◆遅延による先急ぎの心理を抑える、3 秒ルールの徹底

◆高速道路では 4 秒以上の車間距離確保

◆異常気象等による災害が予想される時は、事前に可能な限りの情報を積極的に収集し、最新の情報を通信型ドライブレコーダー等で確認の上での確な指示及び事業継続計画等に基づき、自治体からの避難指示発令による運行の中止

◆事業所別 BCP の策定・実施の検討

(2) 完全輸送運動の積極的展開

◆事業所毎にテーマを設定した、グループ討議の実施

◆ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用

◆改善提案の推進

(3) 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

◆事故分析結果を活かした指導・教育

- ◆外部講師による実技訓練・教育
- ◆街頭での定点観察やドライブレコーダー映像を活用した指導・教育
- ◆個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進
- ◆適性診断結果を活用した継続的な指導・教育

(4) 乗務員の健康に起因する事故の防止

- ◆運行中に発症した際の安全確保についての指導・教育
- ◆「乗務前確認事項」に基づいた点呼時の健康状態チェック
- ◆平時の疾病（リスク）の把握、管理
- ◆効果的な検査の導入（SAS・MRA 検査等）

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙2【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】参照

別紙3【組織体制および指揮命令系統図】参照

別紙4【事故災害時の緊急連絡体制】参照

7. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

西鉄グループおよびそれ以外で開催される研修会や各種会議体に、運転士・運行管理者別に積極的に参加し、各人および会社としてスキルアップを図るとともに、安全意識の向上・安全マネジメントの浸透を図っています。

【研修、会議等】

◎日田バスでの研修会・各種会議の参加状況

◆連絡会議（経営トップ以下全役付による）	毎月1回
◆部長・課長会議	毎月1回
◆進捗会議	毎月1回
◆助役会議	毎月1回
◆業務常会	毎月1回
◆飲酒運転撲滅強調日・完全輸送運動強調日	
職場巡回（経営トップ・安全統括管理者による）	毎月1日
◆安全の日 職場巡回	
（経営トップ・安全統括管理者による）	毎月17日

◎西鉄グループでの研修会・各種会議の参加状況

◆事故防止・飲酒運転防止対策会議	毎月1回
◆運行管理者会議	毎月1回
◆西鉄バスグループ完全輸送運動大会	年1回
◆運輸安全マネジメント バス専門部会	年2回

◆西鉄バスグループ安全推進大会	年 2 回
◆事故防止・飲酒運転防止研修会	年 5 回
◆（西鉄）自動車事業本部全体役付会議	年 1 回
◆西鉄バスグループバスジャック発生時の初動対応訓練	年 1 回

【乗務員・管理者への教育】

（１）乗務員への教育

- ◆西鉄バス研修センターを活用し、乗務員採用時には新人運転士研修、高速乗務員に昇格する場合には高速運転士研修を実施しています。
- ◆貸切乗務員を対象とした実感訓練・教育を定期的に行っています。
- ◆3年に一度の適性診断受診結果に基づき、安全に対する個人面談を実施しています。
- ◆事故惹起者については、事故の内容により、西鉄バス研修センターにて開催される事故惹起者研修等、再発防止に向けた研修に参加し、各種分析手法を用いた各自の事故分析等を実施することで、安全意識の向上を図っています。
- ◆接客不良苦情惹起者についても同様に、西鉄バス研修センターにて開催される接客向上研修等を活用し、CS向上に努めています。
- ◆道路交通法等の遵守、内規にて定められている所定の手順が守られているかをチェックする為に、定期的な街頭指導、乗務指導（添乗指導）を実施しています。（イエローストップや交差点右左折時の一旦停車が出来ているかなどのチェック）
- ◆高速道路での定点観察・追跡観察の実施。
- ◆ドライブレコーダーの映像にて、乗務員の運転特性を確認し、適宜指導を行っています。

（２）管理者への教育

- ◆管理者の指導力・統率力の強化、および各人のレベルアップを図る為に、西鉄バスグループ全体で開催される、事故防止会議・各種研修会・学習会等に積極的に参加し、管理能力のレベルアップを図っています。
- ◆運行管理者力量向上計画を各自作成し、目標の達成状況を振り返り、次回の計画作成に反映させることで、ステップアップを図り力量向上につなげる。

(3) 管理者・乗務員合同研修の実施

◆運行管理者、乗務員が一体的に安全性向上に取り組むための研修を実施しています。

- ・事故防止・飲酒運転防止研修会（年５回）
- ・西鉄バスグループ安全推進大会
- ・西鉄バスグループ完全輸送運動推進大会
- ・西鉄バスグループバスジャック等車内緊急事態対応訓練

※その他必要に応じ、適宜教育・研修を実施することで、安全意識の向上を図って参ります。

また、各種会議の開催、職場巡回（月２回）を行うことにより、輸送の安全に関する情報伝達やコミュニケーションの確保を図ってまいります。

【交通安全啓発運動の実施】

◎各種の交通安全運動や交通安全啓発活動を実施しています。

◆春の全国交通安全運動・交通安全県民運動	５月上旬
◆夏の全国交通安全運動・交通安全県民運動	７月中旬
◆秋の全国交通安全運動・交通安全県民運動	９月中旬
◆年末の交通安全県民運動	１２月中旬～１２月末
◆年末年始の輸送等に関する安全総点検	１２月上旬～１月上旬
◆バス年末年始無事故運動	１２月上旬～１月末

8. 内部監査結果ならびにそれに基づき講じた措置

2024 年度においては、「安全の確保」を第一の使命とする基本方針に基づいて、安全管理体制が効果的に機能しているか等、運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、監査規程に基づき、安全統括管理者を対象に、2025 年 3 月に内部監査を実施しました。

運輸マネジメント評価報告書・内部監査実施報告書に基づき、改善事項を各部署へフィードバックし、更なる安全管理体制の強化について促しました。

尚、監査において指摘された不適合内容はありませんでした。

9. 安全統括管理者

取締役 営業部長 大津 祐二

別紙 1 【安全管理規程】

第1章 総 則

（目的等）

第1条 この安全管理規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については本規程のほか、関係法令及び関係規程に定める。

第2章 輸送の安全確保に関する基本的な方針

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第2条 社長及び取締役（以下「社長等」という）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- （1）安全を何より最優先する組織・風土の構築
- （2）安全マネジメント体制の確立と断続的改善
- （3）安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- （4）お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- （5）お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- （6）基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断努力を重ねてまいります。

2 輸送の安全に関する基本方針に基づき以下の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし、必要に応じて見直すものとする。

- （1）輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規程に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- （5）輸送の安全に関する教育及び研修について具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実行し、安全対策を不断に見

直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

4 管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針については第1項に掲げる方針に基づくとともに、具体的方針を下記のとおり定める。

- (1) 運行状況等について連絡を緊密かつ正確に行うための連絡体制を確立し、受託側、委託側ともに常に状況把握に努め、受託側は業務を適切に遂行できるよう努める。
- (2) 委託側は輸送の安全を確保するため、受託側の社員に対して必要な教育又は研修を行うこととする。
- (3) 受託側、委託側とも輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。
- (4) 受託側、委託側とも輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有するよう努める。

第3章 輸送の安全確保に関する管理の体制

(社長等の責務)

第3条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長等は、輸送の安全を確保するための管理の体制を整備するとともに、その方法を定める。
- 3 社長等は、旅客自動車運送事業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。
- 4 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。
- 5 社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

(組織)

第4条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
- 2 前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
- 3 各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めると共に、業務を適切に遂行できるよう努める。

- 4 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第5条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（下記「運輸規則」という。）第47条の5で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。
- (2) 実施及び管理の体制を確立、維持する。
- (3) 方針、重点施策、目標及び計画を実施する。
- (4) 報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 従業員に対し必要な教育又は研修を行う。
- (10) その他統括管理を行う。

第4章 輸送の安全確保に関する管理の方法

（重点施策の実施）

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する。

（事故防止対策の検討及び情報の共有）

- 第8条 安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。
- 2 社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互の必要な情報を伝達共有しなければならない。

（事故、災害等に関する報告及び対応）

- 第9条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。
- 2 従業員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。
- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

（教育及び研修）

- 第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

（内部監査）

- 第11条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。
- 2 安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果（改善すべき事項が認められた場合はその内容も）を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（情報の公開）

- 第12条 安全の輸送に関する施策、事故・災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これを取りまとめ「安全報告書」として外部に対し公表する。
- 2 運輸規則第 47 条の第 7 号に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、すみやかに外部に対し公表する。

（記録の管理等）

第13条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置または予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間については別に定めるものとする。

（規程の見直し）

第14条 本規程は、関係法令の改正及び業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

付則

この規定は、2007年3月1日から実施する。

2008年6月20日一部改定。

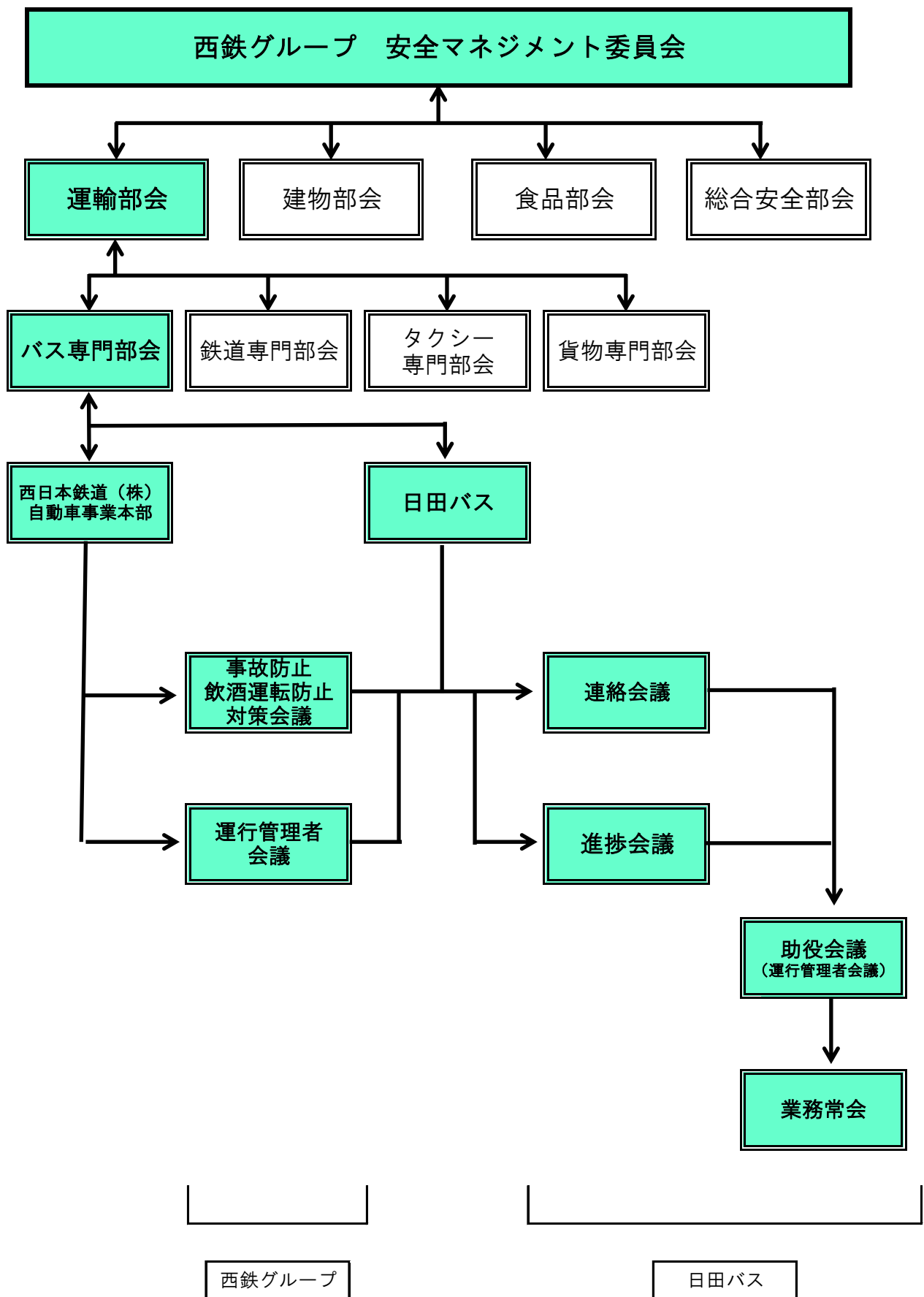
2013年10月1日一部改定。

参考

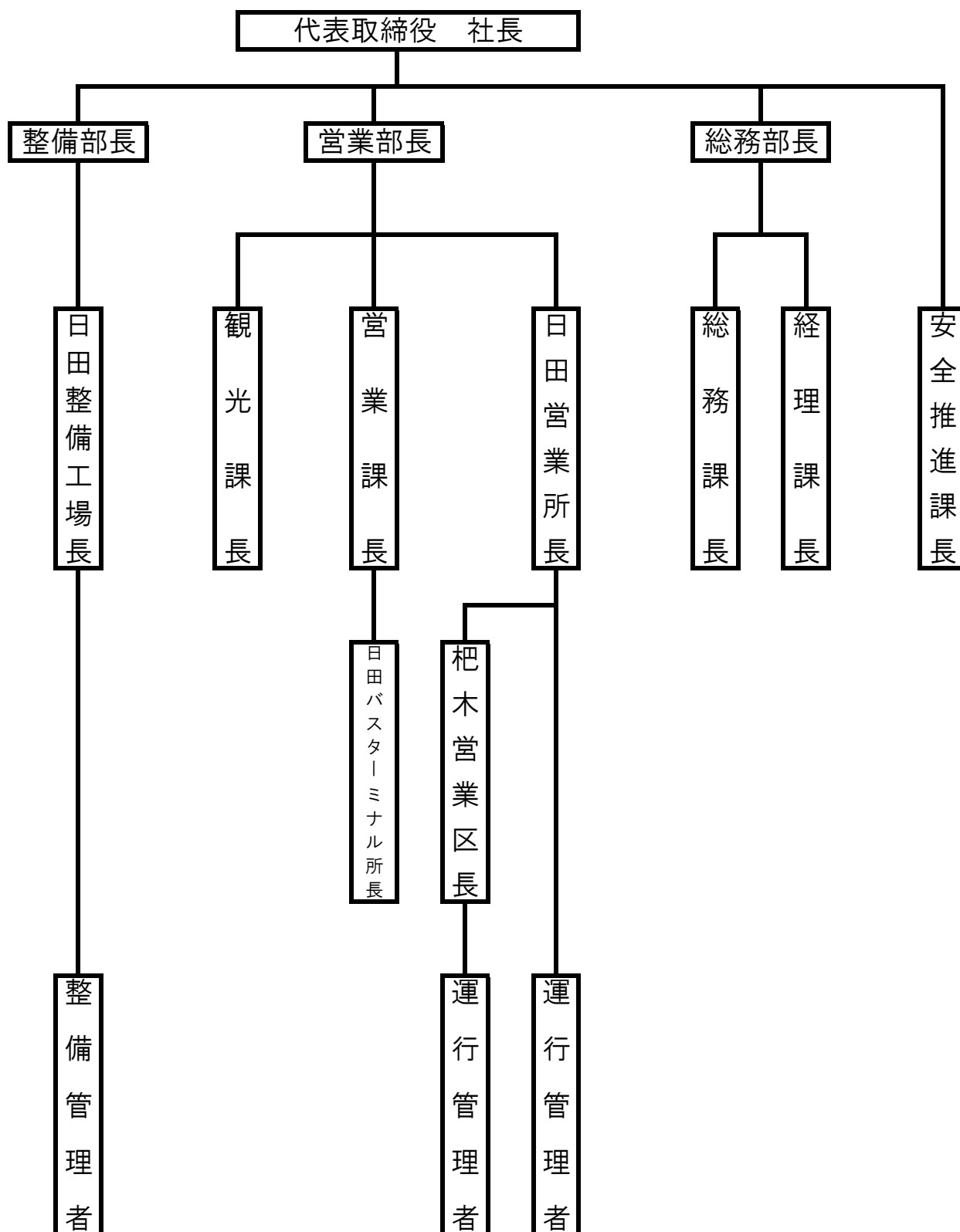
【書類・文書の保存期間】

書類名	事業区分	保存期間	関係法規・社内規則・規定
苦情報告書	乗合・貸切	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三条の2
運送引受書 (手数料等を記載したもの)	貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二の2
			旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二の3
アルコール検知記録	乗合・貸切	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条
運行管理表	乗合	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の5
	貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の5
点呼の録音・録画	貸切	90日間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の6
乗務記録	乗合	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条
	貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条の2
安全運転日報（運行記録計）	乗合	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
	貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
事故・災害報告書	乗合・貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二
運行指示書	貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十八条の二の2
乗務員台帳	乗合・貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十七条の二
乗務員指導書	乗合・貸切	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条
事故・災害警報、情報	乗合・貸切	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
関係官庁の通達事項	乗合・貸切	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
内部監査報告書	乗合・貸切	1年間	文書取扱規則
健康管理票	乗合・貸切	5年間	労働安全衛生法
日常点検票	乗合・貸切	3ヶ月	整備管理者制度・整備管理規定
点検整備記録簿	乗合・貸切	2年間	整備管理者制度・整備管理規定

別紙2 【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】

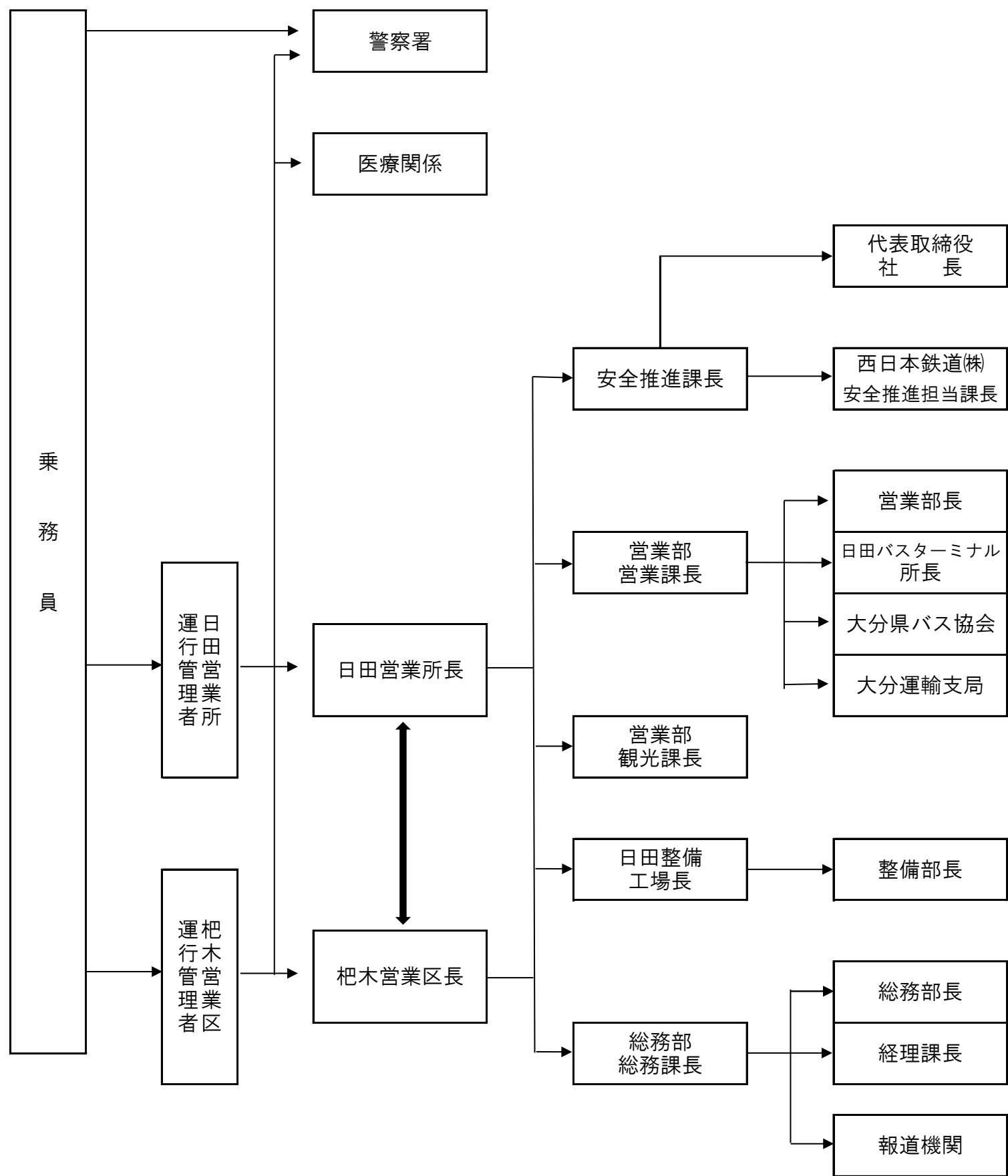


別紙 3 【組織体制および指揮命令系統図】



別紙4 【事故災害時の緊急連絡体制】

※直近の連絡相手不在の場合は、速やかにさらにその上位者に連絡すること。



別紙5【一般貸切旅客自動車運送事業の内容について】

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

(2025年3月31日現在)

主たる事務所住所 大分県日田市本町8番18号

事業所名 日田バス株式会社

代表者氏名・役職 代表取締役社長 本田 哲

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式（年）		搭載車両導入台数			主な運行の態様
		最古	最新	ドライブレ コーダー	デジタル式 運行記録計	ASV	
大型	6	2007	2017	6	6	5	学校・企業等の送迎
中型	2	2005	2018	2	2	1	学校・企業等の送迎
小型	2	1997	2001	2	2	0	学校・企業等の送迎
任意保険の等の加入状況 (補償額)		対人保険	無制限	対物保険	無制限		

○人員体制に関する情報

運転者	正規雇用	正規雇用以外	合計		
	7	3	10		
	社会保険等 加入者	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		13	13	13	13
運行管理者	5				
整備管理者	1				